



島根県報

平成29年6月30日（金）

号外第82号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第369号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	488号	益田市匹見町澄川イ 2218番2地先から同イ 2214番2地先まで	前	メートル 5.30～ 6.60	メートル 170.00	益田県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	13.40～ 30.00	170.00	
県 道	三隅井野長 浜線	浜田市三隅町井野1221 番3地先から同1359番 4地先まで	前	3.93～ 15.65	345.92	道路改良工事 拡幅
			後	5.21～ 26.66	341.60	
〃	黒沢安城浜 田線	浜田市三階町1551番2 地先から同市河内町 1686番1地先まで	前	A 4.00～ 70.00	4,730.00	浜田県土整備 事務所 左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 一部ダブルウェイ解消 市道移管
			B 10.00～ 139.00	3,524.00		
		後	A 4.00～ 70.00	3,777.00		
			B 10.00～ 139.00	3,524.00		

島根県告示第370号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市匹見町澄川イ2218番2地先から同イ2214番2地先まで	メートル 170.00	平成29年 6月30日	益田県土整備事務所	
県道	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野1221番3地先から同1359番4地先まで	341.60	平成29年 6月30日	浜田県土整備事務所	